

令和5年 第2回全員協議会会議録

令和5年 2月16日 議員控室

○事 件

町長報告事項

- (1) 令和5年度予算概要について（財務課）
- (2) 高額療養費等における不適切な事務処理について（住民生活課）

協議事項

- (1) 八雲町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

報告事項

- (1) 令和5年度議会費予算について

○出席議員（13名）

議長 千葉 隆 君
赤井 睦美 君
横田 喜世志 君
宮本 雅晴 君
三澤 公雄 君
安藤 辰行 君
能登谷 正人 君

副議長 黒島 竹満 君
佐藤 智子 君
大久保 建一 君
倉地 清子 君
牧野 仁 君
斎藤 實 君

○欠席議員（1名）

関口 正博 君

○出席説明員（9名）

町長	岩村 克詔 君	副町長	成田 耕治 君
総務課長	竹内 友身 君	財務課長	川崎 芳則 君
財務課長補佐	横田 盛二 君	住民生活課長	石黒 陽子 君
住民生活課長補佐	武田 利恵 君	国民健康保険係長	清水 満里 君
保健福祉課長	戸田 淳 君		

○出席事務局職員

事務局長	三澤 聡 君	事務局次長	成田 真介 君
庶務係長	菊地 歩夢 君		

〔開会 午前 10 時 20 分〕

◎ 開会・議長挨拶

○議長（千葉 隆君） それでは、第 2 回全員協議会を開催いたします。
議長挨拶は割愛します。

◎ 町長報告事項

○議長（千葉 隆君） 3 の町長報告事項（1）令和 5 年度予算概要についてを報告願います。
○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。
○議長（千葉 隆君） 財務課長。
○財務課長（川崎芳則君） それでは、令和 5 年度の予算につきまして、概要がまとまりましたので、担当補佐のほうからご説明させていただきます。
○財務課長補佐（横田盛二君） 議長、財務課長補佐。
○議長（千葉 隆君） 財務課長補佐。
○財務課長補佐（横田盛二君） それでは、令和 5 年度の予算概要について、特徴的な事項を中心にご説明させていただきます。資料 2 ページ目をご覧ください。

資料 2 ページ目は、八雲町の各会計予算の規模を表に示したものでございます。一般会計、特別会計、企業会計を合わせた全会計の予算規模が 311 億 2,928 万 6 千円で、前年度比較 23 億 7,419 万 2 千円、8.3%の増であります。

一般会計の予算規模は、158 億 7,500 万円で前年度対比 14 億 3,600 万円、9.9%の増であります。

続きまして資料 3 ページ目をご覧ください。上段が一般会計歳入内訳、下段が歳出性質別の内訳でございます。歳入の特長的な事項といたしまして、町税は 19 億 9,880 万 6 千円で過去の実績及び地域経済の動向を勘案し、前年度対比 1,772 万 4 千円、0.9%の増でございます。

地方交付税は地方財政計画を考慮し、51 億 5,806 万 8 千円で、前年度対比 4,899 万 2 千円、0.9%の減であります。

また、交付税振替財源として、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は 52 億 406 万 8 千円で、前年度対比 1 億 299 万 2 千円、1.9%の減でございます。

国庫支出金は前年度費 19.1%増の 13 億 2,135 万 1 千円、道支出金は前年度費 4.9%増の 7 億 2,404 万 6 千円で、各種施策事業の執行に対応した計上でございます。

繰入金は内訳といたしまして、ふるさと応援基金 22 億 9,748 万 4 千円、森林環境譲与税基金 2,389 万 2 千円のほか、財源不足に対応するため、財政調整基金 2 億 5,000 万円、合計で 25 億 7,137 万 6 千円の繰入であります。

詳細は 12 億 650 万円で、熊石総合センター大規模改修事業をはじめ、八雲中学校大規模改修事業など普通建設事業に対応したほか、臨時財政対策債として 4,600 万円の計上であり、前年度対比 8 億 870 万円、203.3%の増であります。

次に歳出でございます。人件費は前年度対比 0.6%増の 25 億 4,743 万 7 千円、物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業などから、前年度対比 2.7%減の 23 億 6,631 万円、維持補修費は、地域会館整備事業のほか、林道維持補修事業などから前年度対比 17.3%増の 3 億 4,949 万 8 千円で

あります。扶助費は出産・子育て応援給付事業などから、前年度対比 0.9%増の 15 億 4,073 万 8 千円であります。

補助費等は、病院事業会計繰出金などにより、前年度対比 3.6%減の 17 億 7,487 万 4 千円であります。普通建設事業は、熊石総合センター大規模改修事業のほか、令和 4 年度に国の交付金の採択を受けて 2 年目となります、八雲中学校大規模改修事業などから、前年度対比 124%増の 25 億 2,571 万 5 千円であります。

投資及び出資金は、病院事業会計繰出金などにより、前年度対比 7.1%の 2 億 7,313 万 8 千円あります。表内では病院事業に対する繰出金におかれましては、補助費等と投資及び出資金に含まれておりまして、総合病院へは前年度対比 8,154 万 4 千円の減で 11 億 1,690 万 1 千円、国保病院へは前年度対比 2,794 万 1 千円の増で、2 億 2,276 万 3 千円、合計で 13 億 3,966 万 4 千円であります。

続きまして 4 ページ目をお願いいたします。4 ページ目は歳出目的別の内訳は、ただ今ご説明いたしました、歳出の性質別経費を款ごとに整理して、前年度との比較を表した資料でございます。

次に 5 ページ目から 10 ページ目におかれましては、令和 5 年度の資料につきまして表にまとめておりますので、ご参照願いたいと思います。

最後に 11 ページ目をお願いいたします。平成 27 年度から令和 3 年度までは、決算による財政推移、令和 4 年度、令和 5 年度は当初予算における財政推移を参考までに添付してございます。一番下段の基金残高の推移でございますが、令和 4 年度末の基金残高は 111 億 2,900 万円、令和 5 年度末では 98 億 1,000 万円を見込んだところですが、令和 4 年度の決算状況や令和 5 年度の予算の執行状況により、変動が見込まれるところでございます。

最後になりますが、連結する全会計における需要は年々変化しており、それらを踏まえまして、改めて財政試算を行うこととしております。つきましては、3 月定例会に向けて、中期的な財政試算をお示ししたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明については以上でございます。

○議長（千葉 隆君） ただいま報告をいただきました、予算概要について、皆さんのほうから質疑を受けてまいりたいと思いますが、ありませんか。

○7 番（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7 番（倉地清子君） 確認なんですけれども、3 ページの一般会計歳出性質のところ、先ほど補助費などのところを合計で 17 億って言っていたのが、なんか聞き間違えかなと思ったんですけども、大丈夫ですか。補助費などって下段のほうの。区分の補助費など、合計金額もう一回。

○財務課長補佐（横田盛二君） 議長、財務課長補佐。

○議長（千葉 隆君） 財務課長補佐。

○財務課長補佐（横田盛二君） 大変失礼しました。補助費等の予算計上額は 18 億 7,487 万 4 千円でございます。失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。なければ次に進んでいきます。

それでは次に（2）高額療養費等における不適切な事務処理についての報告をよろしくお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） このたび、高額療養費等に関する不適切な事務処理がありました。これは国民健康保険における、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給勧奨において、令和2年度分の支給勧奨を怠り、高額療養費等を支給していなかったことが判明しましたので、大変お詫びを申し上げたいと思います。また内容については、担当者より説明をさせます。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） このたび、国民健康保険における高額療養費、外来年間合算及び高額介護合算療養費の支給勧奨事務において、令和2年度分の支給申請勧奨事務を怠り、対象者が申請できぬまま、令和4年7月31日に2年間の時効を迎えたことが判明いたしましたので、ご報告させていただきます。

まず制度の概要について説明を申し上げます。高額療養費とは、1か月にかかった医療費の自己負担が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合に、その超えた金額を申請によって支給するものを言います。

次に高額療養費、外来年間合算とは70歳から75歳未満の一般区分の方で、個人の前年8月から当年7月診療分までの1年間の自己負担額の合計が14万4千円を超えた場合に、超えた金額を申請により支給するものを言います。

さらに高額介護合算療養費についてですが、前年8月から当年7月診療分まで、1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が所得に応じた限度額を超えた場合に、その超えた金額を申請により支給するものを言います。

次に支給までの流れについてですが、資料中段、表の2段目、本来処理すべき時期を記載しております。本来の流れといたしましては、前年8月から当年7月までの診療分について、12月の下旬に国保連合会より、高額療養費外来年間合算分の支給対象者勧奨者リストが提供されます。

外来年間合算分を支給するにあたり、毎月の高額療養費を先に支給する必要があることから未支給分の有無について確認し、未支給分がある場合には、毎月の高額療養費と外来年間合算分を合わせて勧奨通知を送付し、申請・支給という流れになります。

こちらは1月から2月の間に、その後、同期間の介護保険自己負担分を合算し、3月から4月に高額介護合算療養費の勧奨通知を送付する流れになります。

このたび、令和2年度、令和元年8月から令和2年7月診療分について、令和3年1月から4月にかけて支給対象者へ勧奨通知を発送しなければならないところ、その事務を怠り、14世帯、16名、63万9,789円について、令和4年7月31日に時効を迎えました。時効を迎えたことにより、療養費として支給することができなくなりましたことから、その相当額を損害賠償金としてお支払いさせていただき、また支払いが遅延したことに対する損害金として、遅延損害金を合わせてお支払いさせていただきたいと考えております。

賠償金としてお支払いするにあたり、国民健康保険及び介護保険に係る療養費の支給ではありませんが、時効により療養費としての支給ができなくなったことから、特別会計からの支出ではなく、一般会計より支出させていただきたく、3月定例会において補正予算を上程させていただき予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

このたび、このような不適切な事務処理により関係各位へ多大なるご迷惑をおかけし、また行政の信頼を損ねたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今後、係内での進捗管理及び勉強不足が大きな原因と考えられますので、今後は信頼を回復すべく事務処理のチェック体制を強化し、再発防止に努めるとともに、対象者の方へは一日も早くお支払いすべく事務処理を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

このたびは、誠に申し訳ございませんでした。

○議長（千葉 隆君） このことについて皆さんのほうから何かご質問等ございませんか。

○11 番（斎藤 實君） 一つだけ確認。

○議長（千葉 隆君） 斎藤さん。

○11 番（斎藤 實君） 内容はわかりました。ただ本来は保険会計から支出すべきものが、一般会計から支出するという考え方ですけれども、これは法的根拠は別に関係ないんですよね。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） 各特別会計におきましては、加入者から徴収する保険税等で賄われているものですから、このたびの保険に関しては町の過失に伴う支出であることから一般会計により支出させていただきたいと考えております。また、本来であれば、普通交付金で全額交付されるものですが、このたび時効を迎えたことから、普通交付金での全額交付ということでもありますので、一般会計ということ考えさせていただいております。よろしく願いいたします。

○11 番（斎藤 實君） はい。

○議長（千葉 隆君） 斎藤さん。

○11 番（斎藤 實君） それはそれでわかったんですけれども、やっぱり一般会計から補てんしてやるという、法的根拠は財務課長、大丈夫ですよ、確認だけ。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 本来であれば、やはり国保会計、介護保険会計、それぞれで支払うべきところではありますが、先ほど住民生活課長からもありましたとおり、それぞれの会計については被保険者による相互扶助というか、お互い助け合うような、そういう制度で成り立っている保険制度の会計でありますので、そういった部分で、町の瑕疵ということから、そういった税とかですね、保険料財源として返すということが本来、好ましくないということで、一般会計から補正予算させていただいてお支払いするというので、法的な根拠とかは特にはないんですけれども、そういう判断でさせていただきたいと考えております。

○11 番（斎藤 實君） はい。

○2 番（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） 今回のことに気が付いたのは、この時効成立の中の通知が届いたからとか、そういうことですか。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） この件に関しまして、課の業務で遅延が見込まれたもので、確認を行っていた結果、判明いたしました。

○2番（佐藤智子君） 遅延。

○住民生活課長（石黒陽子君） 若干、業務が遅れていたことがあったものですから、他の業務も滞りなく行っているのかどうかの確認をした際に判明してしまった件であります。

○7番（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） 返還予定額＋支援損害金はどれくらいありますか。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） 暫定ではありますが、遅延損害金が1万2千円強です。よろしくお願いたします。

○8番（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） この表を見ますと、令和元年度、2年度は時効になっちゃって、3年度も9月に請求しているということで、本来の流れというところに1月から2月、もしくは3月から4月って書いてるんだから、大きくずれていますよね、3年にわたって、これやっぱり何か仕事の流れ的に無理があるというか、慢性的な問題があると推測されるんですけれども、いかがでしょうか。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） 表の中で令和元年度及び令和3年度、ともに勧奨通知発送予定が半年ほど遅れております。こちらに関しても、今後、チェック体制、係内の連携体制等も含めて、事務負担等も考えつつ、対応を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○8番（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 先ほどの佐藤さんの質問のときにも、他の業務の遅れがあったので、それを調べていたら、今回の時効が成立したという答弁だったので、きっとここだけではなく、ほかの仕事も遅れがちになっているのではないかと推測します。

それは、これもまた推測の推測なんですけれども、仕事の量と職員の仕事をこなす能力が釣り合っていないからかなと。それは数の問題ではないかなと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。数って、要するに職員の数というか、配置人数が、それは何ともないのであれば。まずはそのことをお聞きします。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） そこも含め、業務量及び配分等を検討してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○8番（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） もしくはね、それよりも仕事そのもののやり方を変えたらどうかと。たとえば、今回のことに関しましては、患者さんたちに勧奨して、向こうから申請があったら進めるってかたちですけれども、それがなくても、返還予定額が計算されるわけですから、その事務の流れの中で、この方は高額療養費が支給される方だとか、そういうことがわかるんじゃないかなと。

であれば、申請を待たずして最初から計算して、いわゆるプッシュ型というんですか、そういった仕事の流れに変えていったほうが、一回で仕事が済むんじゃないのかなと思うんですけれども、そういうかたちになりませんか。言っている意味わかりますか。要するにこの方の限度額がわかっている。そして診療でかかった金額も病院のほうから報告が来て、わかっている。保険会計でやったら、この方は高額医療費対象者だってわかるので、支給するってかたちにしたほうが、仕事はシンプルで仕事量が減ると思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） 現在の国民健康保険、高額療養費制度の中で、申請を行っていただいて支給をするということになっておりますので、今、既存の状態でプッシュ型というのができますってお答えはできかねるところであります。よろしくお願いいたします。

○8番（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） でもね、計算できちゃうんだとしたらですよ、そうすると、そこまで求めておけば、勧奨しなければいけないって必要性も職員の中で認知されるわけですから、仕事の遅れにならないのかなと思ったんですけれども、制度が駄目だっていうなら駄目だけでも、制度の中で何か仕事の流れを変えない限り、また何年間後に誰かが誤るかたちになると思うんですけれども。

○議長（千葉 隆君） 今回の関係は誤るというより、全体の仕事が遅延してるから。そのことを限定して、このことだけ仕事やってたら、きっと慣れるんだわ。だから全体的な部分があるので、今の三澤さんが言っている個別のことも含めて、もう一度、こういう事故の部分については、原因の把握と、再発防止策の具体策ということを含めて、今後、検討するということですので、三澤さんの意見も含めて、改めて、個々の対象者についての対応もしなければなりませんので、とりあえず報告ということで受けておきますので、原因のさらなる掌握と、再発防止に向けた具体的な部分については、改めてまた委員会のほうに報告するというところでどうでしょうか、皆さん。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） そしたらそういうことでお願いします。

それでは、（１）（２）はこれで終了させていただきます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 報告ですけれども、大変嬉しい報告というのはですね、今まで日本ハムの工場が増築しているという関連で、これから豚舎のほう、豚の頭数を増やすということで、前々から計画がありましたけれども、今月の頭の日本ハムの取締役会の中で、八雲町に大規模な日本一の豚舎を作るということを決定いたしました。場所等々を確認したら、また報告いたしますが、予算規模は100億を超えるような、そんな豚舎を決定したということで、大変嬉しく、我々も固定資産

税等々も入りますので、大変嬉しく、また工事進むということで、まずはご報告させていただきます。

○議長（千葉 隆君） 今、町長のほうから報告をされましたけれども、それ以上の調整の中身については、まだということですので、これは受けるかたちで報告して、皆さんにまた経過の中で新たなものが出ましたら、町長から報告を受けるということで決定します。

ほかにございませんか。なければ報告のほうはこれで終了したいと思います。

◎ 協議事項

○議長（千葉 隆君） それでは4 協議事項（1）八雲町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

○議会事務局長（三澤 聡君） はい。

○議長（千葉 隆君） 事務局長。

○議会事務局長（三澤 聡君） それではお手元の八雲町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、事前にですね、資料、3部お配りしておりますので、それぞれ皆さんお目通しをしていただいていると思いますので、説明させていただきます。

これにつきましてはですね、これまで議会運営委員会の中でも協議をしております。それで本日、議員皆様のご了解をいただきましたら、3月定例会で議会運営委員会委員長より提案していきたいと考えておりますので、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

それでは条例の概要について説明させていただきます。別紙資料の八雲町議会の個人情報の保護に関する条例の概要をご覧ください。

まず、1の現状についてですけれども、現在の個人情報保護制度については、個人情報を取り扱う主体ごとに、民間事業者を対象とした個人情報保護法、国の行政機関を対象にした行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を対象とした独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が定められております。地方公共団体については、それぞれで個人情報保護条例を定めて現在、運用しているところでございます。

議会については現在の八雲町個人情報保護条例の中で、実施機関として議会で規定されておりますので、この条例のとおり運用しているところでございます。

次に2の経過についてですけれども、国や地方におけるデジタル業務改革の進展や、官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ流出の支障となり得ることなどから、現行法制の不均衡・不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直しが行われました。

3 見直しの概要についてですけれども、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、その中で個人情報保護法が改正され、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律を1つの個人情報保護法に統合されました。

これによりまして、国の行政機関、地方公共団体の機関などにおける、個人情報の取り扱いに関する共通のルールが規定され、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化されることになります。

地方公共団体の執行機関には、今回の法律改正による新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることになります。

では、地方議会はどうなるかといいますと、4 議会としての対応の項目になりますけれども、地方議会は国会と同様に、改正法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取り扱いは法形式や規律の内容も含め、自律的な対応に委ねられることとされております。

国会はこれまで、自律的な対応のもと個人情報の適切な取り扱いが図られることが望ましいということから、適用対象外とされてきました。

今回の改正にあたっては、国会がその対象となっていないこととの整合を図るため、新制度においては地方議会も適用対象外とされたところでございます。

このため、個人情報保護法の改正規定の施行まで、具体的には令和5年5月までに、議会として適切な対応を図る必要があるため、議会における個人情報保護に関する条例の制定に取り組むこととなりました。

条例作成にあたっては、全国町村議会議長会が総務省及び個人情報保護委員会と意見交換を行ったうえで、参考となる条例のひな型を作成し、条例（例）として既に全国の町村議会に提供しておりますので、渡島管内含め、全国の町村議会においては、これを参考に議会における個人情報保護条例の制定を進めているという状況でございます。

ここで全国町村議会議長会が作成した条例（例）、考え方ということで載っておりますけれども、これは読んでいただきたいと思います。

次の3ページ、6 情報公開と個人情報保護との関係については、この記載のとおり情報公開制度は第三者からの公文書等の開示請求に係る制度にあるのに対して、個人情報保護制度は第三者ではなく、本人の情報を本人が開示請求できるという制度で、このような違いがあるということで押さえていただきたいと思います。

次に4ページの7 条例概要については、条例の全体の構成について記載してございますが、その主要内容については5ページの、8 条例の主要内容をご覧いただきたいと思います。

まず、条例の目的についてはですね、ここには掲載しておりませんが、別紙資料の条例（案）というのがあります。その第1条に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

第2条で用語の定義を規定しておりますけれども、これを全部やると長くなるんですけども。
○11 番（斎藤 實君） いいよ。

○議会事務局長（三澤 聡君） いいですか、8については読んでいただければ、だいたいわかるかなというふうな内容で記載させていただいておりますけれども、非常にわかりづらいというふうに思います。実際に議会として取扱う条例というのは、こういう複雑なものではなくて、シンプルな条令、皆さんの生年月日や出身だとか、個人の履歴等ですね、提出してもらっていますから、そういうような情報が主なものになるかというふうに思います。

一応、規定上ですね、法上こういうような規定もありますので、ないとは言いながらあり得るだろうという想定を基に、こういうふうに規定せざるを得ないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 事前配付しておりますので、皆さんのほうから事前配付した中で特別、課題があるよとか、疑問があることだけ聞いて割愛したいと思いますがいいたいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ではそのようなことで、説明も途中でですけども、皆さんのほうから何かございませんか。

○11 番（斎藤 實君） ひとつだけ。

○議長（千葉 隆君） はい。

○11 番（斎藤 實君） これ議運発議でやるの。

○議会事務局長（三澤 聡君） これは議運で一応。前段で協議しておりまして、議運委員長の発委で行いたいというふうに思います。

○議長（千葉 隆君） ということですので、3 月定例会において、議運のほうから議運発委で条例を提出するということですので、全会一致で承認をお願いしたいなと思いますので、頑張ってください。

◎ 報告事項

○議長（千葉 隆君） それでは協議事項はほかにはないので、5 報告事項（1）令和 5 年度議会費の予算についてを議題といたします。

○議会事務局庶務係長（菊地歩夢君） 議長、係長。

○議長（千葉 隆君） 係長。

○議会事務局庶務係長（菊地歩夢君） それでは令和 5 年度の議会費の予算についてご説明いたします。本日配付しております、令和 5 年度議会費予算についてという資料をご覧くださいと思います。

令和 5 年度の議会費の予算額については、資料最下段の合計欄に記載のとおり、7,985 万 7 千円となっております。前年度、令和 4 年度当初予算額と比較して 51 万 3 千円の増額計上となっております。増額となった部分についてご説明いたしますと、3 節の職員手当と、いわゆる期末手当についてですが、支給月数が昨年度の年間 4.3 月から 4.4 月に改定されたため、41 万 1 千円の増額となっております。

次に 10 節需用費の印刷製本費ですが、議会だよりの印刷単価の上昇により増額計上となっております。印刷部数、ページ数、発行回数は昨年と同様で積算しておりますので、単純に 1 ページ当たりの印刷の単価が 0.6 円上昇したことによる増額です。

次に 18 節の負担金交付金ですが、こちらについては記載のとおり、渡島町村議会議長会の負担金の増額によるものでして、令和 4 年度がコロナ禍ということで減額されておまして、今回、例年並みに戻ったというかたちになっております。

その他、減額計上された部分に関してなんですが、4 節共済費については、毎年改正される負担率の変更による減額となっております。8 節旅費の費用弁償については、分屯基地の特別委員会の東京都、三沢市への陳情のための旅費ですが、こちらは隔年実施のため、令和 5 年度については予算要求をしておりません。また議長公務に係る費用弁償というものがございますが、こちらについて、事務局のほうで近年の実績を確認しまして、それに基づいて減額しましたので、合計で 35 万 5 千円を減額しております。そのほかの節については昨年と同額の計上となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） このことについて皆さんから質疑を受けていきたいと思いますが、何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） なければその他で皆さんから何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（千葉 隆君） ないようですので、暫時休憩いたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 再開いたします。次に町長からの報告事項がございますが、プライバシー保護の観点から、町側から秘密会での開催要求がありました。八雲町議会全員協議会規則第10条により、会議に諮って秘密会とすることができます。逆に言えば、個人情報の関係で、秘密会にしなければ報告しないということだから、というような感覚で判断してほしいなと思います。

お諮りいたします。次の町長からの報告事項を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○2番（佐藤智子君） 傍聴者は出て行くわけですね。

○議長（千葉 隆君） 秘密会だから。

○議長（千葉 隆君） ほかに質疑ありませんか。なければ秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（千葉 隆君） 異議なしと認めます。よって次の町長からの報告事項は秘密会とすることに決定いたしました。暫時休憩いたします。傍聴人の方は退場をお願いいたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） それでは、秘密会を解除して、ほかに皆さんのほうからなければ、これで終了したいと思います。よろしいですか。

(「はい」という声)

それでは、これで終わります。どうもありがとうございました。